

平成27年度三浦版CCRC構想検討調査事業
募 集 要 項

平成27年12月15日
三浦市

1 業務の目的

三浦市は神奈川県内の市の中で唯一、日本創生会議が発表した「消滅可能性都市」に含まれており、人口減少に危機感を持ちながら、抜本的な解決策が見出せていない状況である。

こうした状況を踏まえ、三浦市の持つ食材や景観などといった魅力的なコンテンツを有効的に活用しながら、雇用創出や人口減少抑制に寄与する三浦版C R C構想を推進し、三浦ならではのまちづくりを行うために検討調査を行うものである。

なお、三浦半島魅力最大化プロジェクト（仮称）における、魅力を最大化する取組の1つである「未病」を治す・健康寿命の延伸」と整合を図った構想とする。

2 業務の概要

- (1) 件名 平成27年度三浦版C R C構想検討調査事業
- (2) 業務内容 「平成27年度三浦版C R C構想検討調査事業仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約の日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所 三浦市内
- (5) 契約保証金 免除
- (6) 支払方法 完成後一括払い
- (7) 上限金額 14,925,600円（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者の要件は、次のとおりである。

- (1) 単独事業者又は共同事業者であること。なお、単独事業者の場合は、次の(2)から(10)の要件を全て満たしていること。また、共同事業者の場合は、代表者及び全ての構成員が次の(2)から(9)の要件を満たし、(10)の要件については、少なくとも代表者が満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 三浦市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成7年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 三浦市暴力団排除条例(平成23年三浦市条例第2号。以下「市条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (6) 役員等(個人である場合にはその者を、法人等である場合にはその役員(市条例第2条第5号に規定する役員をいう。)又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。
- (7) 直近決算年度に係る消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税を完納し、滞納がないこと。
- (8) 三浦版C R C構想検討調査事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員が、経営又は運営に関与していない者であること。

- (9) 別紙「平成27年度三浦版C C R C構想検討調査事業仕様書」に定める内容を遂行できること。
- (10) これまでに官公庁が発注する同種業務（総合計画、地域再生計画等の策定における調査・研究業務）において、完了実績があること。

4 スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表	平成27年12月15日（火）
参加者資格確認申請書及び質問書の受付	平成27年12月15日（火）から12月22日（火）午後5時まで（必着）
質問書に対する回答公表	平成27年12月25日（金）
参加者資格確認結果の通知	平成27年12月25日（金）
企画提案書の受付	平成28年1月7日（木）から1月8日（金）午後5時まで（必着）
契約候補者の選定及び審査結果の通知	平成28年1月中旬予定
契約の締結	平成28年1月下旬予定

5 プロポーザルの事務手順

- (1) 三浦版C C R C構想検討調査事業公募型プロポーザル公表

平成27年12月15日（火）

ア このプロポーザルについては、三浦市ホームページ並びに三浦市役所、南下浦出張所及び初声出張所の掲示場で公表する。

イ 本案件の関係書類及びプロポーザルに参加するために必要な書類は、三浦市ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

三浦市ホームページURL：www.city.miura.kanagawa.jp/

【総合案内－施策・計画・報告書－三浦版C C R C構想】

ウ プロポーザルに参加するために必要な書類は以下のとおり

(ア) 平成27年度三浦版C C R C構想検討調査事業仕様書

(イ) 三浦版C C R C構想検討調査事業公募型プロポーザル参加者資格確認申請書（様式1）

(ウ) 質問書（様式2）

- (2) 三浦版C C R C構想検討調査事業公募型プロポーザル参加者資格確認申請書の提出

平成27年12月22日（火）午後5時まで（必着）

申請書（様式1）に必要事項を記入・押印し、次に掲げる書類を添付して、三浦市役所政策部市長室へ持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）する。持参の場合は、土曜日・日曜日・祝祭日を除く各日午前8時30分から午後5時までを受付時間とする。なお、郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず、三浦市は責任を負わない。

ア 商業登記簿謄本（法人の登記事項証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 納税証明書（直近決算年度に係る消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税がそれぞれ完納されていることを証明するもの）

※ア、イ及びウは、申請日から3か月以内に発行したもの（写しも可とする。）。

エ 役員名簿（様式3）

オ 同種業務実績届（様式4）

カ 共同事業体の場合は、グループ構成表（様式5）及び全ての構成員における上記のア～オを提出すること。

(3) 参加者資格確認申請の審査

提出された書類に基づき、審査をする。

(4) 参加者資格確認結果の通知日

平成27年12月25日（金）に上記の審査結果を通知する。

(5) 質問書の提出

質疑については質問書（様式2）を作成し、電子メールに添付して、平成27年12月15日（火）から12月22日（火）午後5時まで（必着）に、三浦市役所政策部市長室まで送付する。なお、電話及びFAXによる質問は受け付けない。

メールアドレス：seisaku0201@city.miura.kanagawa.jp

メール送信の際の件名は「プロポ質問+質問回数+参加者名称+送信月日」とする。

例：株式会社〇〇が、2回目の質問書を12月17日に送信した場合

「プロポ質問2 株式会社〇〇 1217」

(6) 質問書への回答

提出された質問に対する回答は、三浦市ホームページで平成27年12月25日（金）に公表する。なお、回答にあたって、質問を行った事業者名は公表しない。

(7) 企画提案書等の提出

次のとおり、企画提案書等を提出する。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式6）

(イ) 企画提案書別紙（任意様式）

(ウ) 業務体制表（様式7）

(エ) 見積書（任意様式）

(オ) 決算書等 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（直近3年分）

(カ) その他 会社概要（最新のパンフレット等）

イ 提出期限 平成28年1月8日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出場所 〒238-0298 神奈川県三浦市城山町1番1号
三浦市役所政策部市長室（三浦市役所本館2階）

エ 提出部数

(ア) 正本（要押印）1部

(イ) 副本9部（様式6の企画提案書を除く。）

オ 提出方法

(ア) 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）とする。

(イ) 持参の場合は、土曜日・日曜日・祝祭日を除く各日午前8時30分から午後5時までを受付時間とする。

(ウ) 郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず、三浦市は責任を負わない。

カ 記入要領及び留意事項

(ア) 企画提案書別紙は、A4版縦とし、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、ページ番号を付す。

(イ) 文章を補完するための写真、イメージ図等は使用可とする。

(ウ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計等を使用した結果生じた一切の責任は、提案事業者が負うものとする。

(8) 応募の辞退

参加者資格確認申請書、又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届書(様式8)を提出すること。なお、共同事業体で応募した場合は、代表者のみが提出することとし、三浦市役所政策部市長室へ持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)する。

(9) 契約候補者の選定方法

契約候補者の選定は、審査基準に基づき審査委員会が行い、総合点数の最も高い提案事業者を契約候補者として選定する。また、次点も決める。

ア 審査方法

審査委員会において、企画提案書等の内容について審査基準に基づき書類審査を行い、その合計点数によって、契約候補者を選定する。なお、書類審査のみの審査方法であることを十分理解した上で、企画提案書等を提出すること。

イ 審査基準

提出された企画提案書等は、次の項目について審査し、総合的に判断する。

審査項目	審査の視点
1 業務体制	・業務内容に対して適切な技術者を配置し、十分な組織体制が構築できているか。
2 業務実績	・本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。
3 業務方針	・本業務の目的、内容が十分理解できているか。
	・本業務の課題認識が適切であり、課題に対する業務方針の妥当性が高いか。
	・調査方法及び分析方法の方針が適切か。
4 提案内容	・企画提案書の内容が効果的・効率的であり、実現性の高い工程計画であるか。
	・企画提案書の内容の着眼点及び分析力が優れているか。
	・CCRC構想の実現に向けた取組内容が十分に整理できているか。
5 提案金額	・経済性に優れているか。

(10) 審査結果

審査結果は、すべての提案事業者に文書で通知する。なお、提案事業者は、審査結果に異議を申し立てることはできない。

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 受付期間を経過してから書類を提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められる場合

7 その他

- (1) 本募集における書類の作成、提出等にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出書類について、その提出期限後は差替え及び再提出は認めないものとし、事業者選定後に返却はしない。また、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (3) 提案に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 参加事業者から募集要項等に基づいて提出された書類の著作権は、原則として、書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等については、公表、報告、その他三浦市が必要と認めるときには無償で使用できるものとする。
- (5) 本募集において知り得た情報は、本募集の目的以外に使用してはならない。また、本募集に関わりのなくなった時点で、三浦市から配布された資料及びその他知り得た情報について適切に破棄すること。

8 本件に係る書類提出及びお問合せ先

〒238-0298 神奈川県三浦市城山町1番1号

三浦市役所政策部市長室（三浦市役所本館2階）

電話：046-882-1111 内線441

メールアドレス：seisaku0201@city.miura.kanagawa.jp